

泉谷康 夫著

『律令制度崩壊過程の研究』

戸田芳実

本書は、平安時代研究の中堅として活躍している著者が、一九五八年の処女論文「現存平安時代戸籍の考察」(『日本史研究』三九号) いらい、七二年の本書刊行までの長期にわたって、律令制度の崩壊過程と直接に関係する平安時代の土地制度・租税制度など、「普遍的諸制度」の変化の過程を研究してきた成果を収めた論集である。著者は本書をつくるにあたって、既発表論文一三編をもとにしなが、新たな論文三編を加え、次のような、本論一〇編、余論五編、付録一編の構成をもつ著作に仕上げた。

- 序章 (11)
- 第一部 本論
- 第一章 負名と在家 (7)
- 第二章 戸籍制度の崩壊過程 (1)
- 第三章 水馬役について (8)
- 第四章 調庸制の変質について (9)
- 第五章 延喜庄園整理令について (2)
- 第六章 公田変質の一考察 (4)
- 第七章 奈良・平安時代の畠制度

第八章 中世的土地制度の成立

第九章 作手に関する一考察 (13)

第十章 中世水田の経営形態 (12)

第二部 余論

第一章 現存平安時代戸籍の考察 (1)

第二章 公田について (3)

第三章 公田再論 (5)

補論 天平八年三月庚子条について (6)

第四章 国掌について (10)

付録 畿内の庄園と農民

右の目次の下段に( )で示した数字は、既発表論文の発表の順番であって、それがないものは本書ではじめて公けにされた論文である。なお本論第二章は、もと処女論文に含まれていたのを、全面的改稿のさい余論第一章と分離独立させたものである。

さて、序章によると泉谷氏の平安時代研究に関する問題関心と方法は、およそ次の点にある。古代史および中世史の側からの個別的制度史(例えば班田制消滅過程や庄園制成立過程などを全体と切りはなしそれ自体の変遷を考証するもの)では、古代史と中世史の研究成果はうまく結びつかない。それを実証的に結合しうる「普遍的諸制度(土地制度・地方行政制度あるいは租税制度など)の変化の過程の考察」こそが先ず必要である。いわゆる「実態」の考察も、これら諸制度との関連でなされるべきである。こうして泉谷氏は、「古代史あるいは中世史といった枠にとらわれない広い制度史的視点」と研究方法にそったかたちで本書の諸論文(とくに本論の)を書いてきたといっている。その場合、氏の

研究の足どりは、前掲の目次の下につけた論文発表の順序のとおりで、戸籍—公田—畠制度—「名」—調庸制—作半—作手と研究対象を發展させ、本書をまとめるにあたって、さらに延喜荘園整理令と私領（＝中世的土地制度）の成立の研究を加えて、泉谷氏の全体的構想を体系化している。

泉谷氏の研究の大まかな特徴を私なりに列挙してみると、平安時代プロバラーの制度研究に重点をおき、そのために先行する律令制の諸制度を熱心に研究してそれとの連関性の証明につとめること、また大和国を主な研究のフィールドとしてその一貫した追求を続け、従来かえりみられなかった諸問題を發掘していること、それらにもとづいて五〇年代末くらい日本史研究会中世史部会を中心に研究されてきた「王朝国家」論の論拠を批判し、後でふれるように、氏独自の一一世紀初期中世的土地制度成立説を提起していること、などがあげられる。

評書

第一章「負名と在家」は、平安時代国衙の収取の基礎単位に関する研究で、氏によると本論の総説をなす部分である。そこで泉谷氏は、まず私がかつて提出した負名—公田請作者説を否定して租税田（および地子田）耕作者説を立て、それが戸籍制度を前提にした制度であると主張し、次に負名を単位とした国役が在家役に変わるの、公田の私領化によって負名制度が崩壊したためであるという見解を示している。負名を戸籍（とくにその定姓機能）と、また在家を私領の体制的成立と結合してとらえようとする氏の観点は、批判の対象となっている私にも興味があるが、その反論はあとにして、氏の構想が収取体制の基礎構造にそくして

よく示されている論文である。

第二章「戸籍制度の崩壊過程」は、戸籍の機能が延喜以後もお働いていたことを証明しようとするもので、その定姓の機能は一〇世紀の中頃まで、班田台帳の機能（校田授口帳作成）は一一世紀の中頃まで果たされていたとし、律令制の人身支配の原理は定姓機能が消滅するまでは生きていたとみている。氏の考えでは、前述の負名制度の成立は九世紀にさかのぼるから、両者は対立せずに結合することになる。

第三章「氷馬役について」は、第四章「調庸制の変質について」とともに、氏の中世的税制成立過程の研究の一部をなすものであるが、そこでは氷室の氷を主水司へ運搬する夫役としての氷馬役が、最初品部の氷戸の役から雑徭に転化され、さらに負名の臨時雑役から在家役へと変化する過程と条件を考察している。それを一般化すれば第一章総論「負名と在家」の論旨になるわけである。

第四章「調庸制の変質について」は、まず中央と国司の調庸雑物貢納形態の変化を、大帳と課丁数減少対策および未進徴率（正蔵率分）の制度から考察して、延喜式的国家財政構造の崩壊を見出し、次に農民からの収取形態について、一〇世紀前半にはな行われていた課丁からの収取に加えて、負名の臨時雑役としての調絹賦課が出現したこと、やがて籍帳制度の崩壊によって調庸物が完全に田率賦課に変わり、公田官物率法の中に発展的解消をとげること論じ、最後に調庸運上組織の変遷を扱って、九世紀末以後の専当郡司による直接的収納・運上の体制、調物使（弁済使）の出現と国司による組織化、一一世紀における納所の主が綱丁として運上する体制と、その諸段階を具体的に研究している。

第五章「延喜庄園整理令について」は、坂本賞三氏の一〇世紀王朝国家体制成立論の否定、とくに坂本氏のいう基準園図作成説の否定を主眼として、同整理令は新しい土地制度を生み出したのではなく、公地公民制維持のためできるだけ多くの農民に律令制的田主権を与えようとしたもので、その効果は寄進地系荘園の一般的成立を一一世紀まで引きのばしたことにあり、という見解を示している。

第六章「公田変質の一考察」は、大和國関係史料にみられる便宜要門田の制度の考察から公田の私領化の内容と時期をとらえようとした研究である。すなわち、大和では「土風例」として家地に付属する権利として公田に「便田」を設定する制度があり、それによって公田の私的占有権もしくは耕作権が保障され、負担よりも公田私領化の要因を多く内包していたが、一一世紀中頃には使田が家地と同様に売買相伝の対象となつたとし、さらに大和守源頼親の在任中が便田⇨公田の私領化の時期と推定して、それを一〇二〇〜三〇年の間に求めている。第八章「中世的土地所有の成立」では、これが一般化されて、一一世紀初めの私領の体制的成立⇨中世的土地制度の成立という主張になる。

その前の第七章「奈良・平安時代の畠制度」は、従来看却されていた畠の制度の一貫した研究をめざすもので、律令国家が園地と別に雑穀を栽培する陸田から直接に地子を取取る制度を養老三年以降に行っていたが、この陸田制度は一〇世紀に変化して、陸田以外の園地からも地子が徴集されるようになり、一一世紀にはそれまで畠の私有権を制約していた国家公権が「消滅」し（公畠に対する名主・私領主の勸農権確立）、私有権に重大な変化が

おこるとし、最後に庄園内の畠がすべて不輸となる経過を扱っている。ここでも柱は結局一一世紀初め公田（畠）私領化説である。第八章「中世的土地制度の成立」の中心の見解はすでに紹介したような私領成立論だが、ここではそれがきわめて断定的に一般化され、「一一世紀の初に負田（⇨公田）がすべて私領化していった」という主張になっており、私領化はすすんだが公田のまま持続した田地も少なくないとする坂本賞三氏や石塚栄氏の意見は簡単に退けられている。

第九章「作手に関する一考察」は、本来、田主権の所有者から与えられた耕作権の権利である作手から、あたかも私領・田主権のごとき永作手が成立する事情を、公田の私領化に代表される一般的な私領形成から説明しようとしたものであるが、その場合泉谷氏は、当時の土地に関する権利の重層性をあげて、「永続性の認められるに至った権利はすべて——領家職・領主職も、また地主職も、はたまた永作手も私領と称されたのである」とし、「すべてが同様の権利として観念されていた」と結論したうえで、農民の権利である中世の作職の成立を展望している。

第十章「中世水田の経営形態」は、刈分け小作とみなされる作半の考察で、氏はこれを佃経営の崩壊過程に一時的にあらわれる経営形態とし、吉田畠氏の佃経営の類型論と結びつけて、初期作半・請作々半・名役作半の三類型を考え、鎌倉時代では高度な農民自立化の達成により、作半は劣悪な水田にしかみられなくなる」と論じている。

以上が本書の約三分の二を占める本論の諸論文の要旨である

が、それによって、泉谷氏が律令制的土地制度から私領の体制的成立を指標とする中世的土地制度への転換の画期を平安中期、一一世紀初めに設定し、それとの連関で税制の変化の諸段階や耕作権・経営形態のあり方を解明しようとしていることは明らかである。賛否は別としても、それは体系的な制度史的研究の一つの新しい見解であって、その批判の対象になっている私自身にも、新たな問題の所在を教え刺戟を与えてくれるものである。

しかしここで氏の見解のかなめをなしている一一世紀初めの私領の体制的成立は、結局のところ証明できていないのではないか、というのが率直な読後感であった。泉谷氏が具体的証明のために第六章で考察した史料は、すべて便田・公田・負田を私領にした大小の私領主の個別事例であって、当時公田が私領化しようようになっていたことはみとめられても、だからといってすべて、公田が現実には公領をもつ私領になってしまっていたという証明にはならない。とくに一七三頁以下の大和守源頼親の私領・便田関係史料(嘉応元年一月一九日勸学院政所下文)の考察は、それによって公田の一般的私領化の時期を定めている点でとくに検討を要するものである。まずこの史料は一二世紀の相論文書であるが、そこで対立している東大寺と東西喜殿庄住人の主張の言葉をとりに出して無媒介に結合し、相論の対象について東大寺が「便田」といい、喜殿庄住人が「当庄之当初領主源前司私領」といつているから、「私領は便田だったことになる」と氏が結論するのには、関係者の主張が食いちがう相論史料の扱い方としていささか不用意であろう。次にもっと重要なことは、かりに氏の見解をみとめるとしても、それは国司頼親という特定の人物が在任中に一

定面積の便田を自己の私領化したことを示すだけで、大和一國の便田・公田のすべてがその期間中に私領化したことを何ら証明するものではない。泉谷氏が「彼の大和守在任中に公田私領化が生じた」と私領化の主体をボカして述べているところは、「彼によつて公田私領化が生じた」と正確な表現に改めてもらわなければならない。だから頼親の在任の時期を考証して「公田私領化の生じた十一世紀の二十年代」などと結論することはとうていできず、それ以上の具体的証明は見当らないから、氏の見解のかなめである一一世紀初めの私領体制的成立説は、本書では成立しないということになる。

泉谷氏は一一世紀初めの寛弘九(一一〇二)年和泉国符で、国司源経頼が「既謂公田、何有私領」と述べたことをもって「寛弘年間は……まだ公田が私領化したとはいえない」といつている。一〇一二年にまだ私領化していなかったのに、一〇二〇年代になって突如としてすべての公田が私領化するというのは、私など想像を絶する激変である。太政官や国司が命令を発して公的に公田一般の私領化を認めたというごとき事実を証明できれば別であるが。

以上と密接に関連する問題は、本書において泉谷氏が私の負名に「公田請作者説を強硬に批判し否定していることである。それが本書の中で一〇カ所近くもくりかえし出てくるので、読みながらいささかうんざりさせられた。だからこのさい最低必要な反批判をしておきたい。私は私領化していない公田請作(有期的占有利益)を、一一世紀半ばの伊賀国国衙領関係史料で明らかにしたが、それが成り立つとすれば、泉谷氏の公田私領化説はもちろ

ん崩壊する。氏が否定につとめるのは当然である。

かつて私は、負名による公田の耕作関係を、「春の耕作開始に当たって公田を申し請けて国衙の承認によって耕作」する「耕地の有期的占有利益」請作関係である」とした（「国衙領の名と在家人について」）。これは周知のように、五七年に村井康彦氏が論文「田堵の存在形態」で明らかにした田堵＝庄田請作者説に導かれ、氏自身が示唆していたように国衙領の公田でも同様の関係が存在したことを論証したものである。

ところが村井氏自身は問もなく、公田請作説を撤回し、庄田とちがって公田の「名」は「占有権の確立した田地」であると主張するようになった。その理由は二点で、第一は、班田制が崩壊した当時、国衙が公民に毎年請文を提出させるような煩瑣な事務手続きを一々行っただとは思えないこと、第二は、戸田の挙げた史料は出作公田の開発とか荒廃公田の再興とか特殊な場合であることであつた。本書における泉谷氏の批判も村井氏の批判にそのまま依拠したものである。

村井氏の第一の理由である班田制崩壊から推測した国衙事務能力低下説は、六六年三月の日本史研究会中世史部会での同氏著『古代国家解体過程の研究』書評会で私の批判に対して氏自身が撤回されているもので、すでに解決済みと考えている。要するに、平安時代の国衙機構の機能と役割が研究上ますます重視されていることでも明らかのように、当時の国衙（在庁・郡司の機構）はその必要とする特定の行政の実務能力と諸手段を備えていた（必要ならば煩瑣な事務手続きもとることができた）のであつて、春時の利田請文を提出させる「勸農」は、検田・収納となら

んで主要な国衙行政の一つであつた。だから事務能力低下論による否定は論外である。

第二の理由——出作公田開発・荒廃公田再興に限られる——も、私自身の使用した伊賀国黒田庄・国衙領関係史料の内容を分析しないで、土地の制度上の名目だけで機械的に区別した臆説であつた。かの著名な黒田庄の「出作公田」なるものが、多くの場合実は同庄の柚工・寄人として身をよせた国衙領公民政の耕作する本来的な公田であつたこと（「居住庄外、請作公田、号出作」）は、戦前の研究くらい周知の事実である。私が使用した史料は伊賀国司の解や庁宣や書状だが、そこにおいて国司が「柚工として半ば庄民化した住民を依然として公民とみなし、その耕作地をすべて公地として、当時における公地公民の一般原理をそこに適用した。したがってその関係史料における国衙の発言は、当時の国衙領の一般支配原理を示すものと見ることができるといふように、その史料の性格をたしかめた上で、さきの見解を提出しているのである。

村井氏・泉谷氏の論旨によると、例えばここに本来の公田を耕作している公民＝負名がいて、彼が東大寺の柚工・寄人身分を獲得し、その耕作する公田を黒田庄の「出作」と称した場合（事実これが一般的であつた）、彼はとたんに旧口分田いらひの「占有権の確立した田地」（泉谷氏の場合は私領）を喪失し、毎春請文を出す不安定・無権利な耕作・占有状態に転落することになる。本当にそうだったら、あの公民の大量的柚工・寄人化現象がどうして起こるのであろうか。さらに一般化すれば、庄田＝請作、公田＝占有権確立・私領というなら、公田を割いて立荘することは、

公民の土地占有権・私領主権剝奪になるが、そういう事実がありえたのか。また毎年見作田が変動する「かたあらし」が広く行われた当時の耕作形態と、国衙の見作田中心主義のもとで、負名の「占有権の確立した田地」の存在形態をどう説明できるのか。以上のような疑問の解答を両氏にうかがいたいと思う。

泉谷氏の私領成立論は、便宜要門田までは説得力があり、私も同感であった。それがそのあとどうしてこんなにならなくなってくのか、私にも少々不思議であるが、結局泉谷氏のいう普遍的な制度史の研究方法が理解しにくいからであろう。氏の「私領」概念は、基本概念であるのに意外と抽象的・形式的で、実は土地制度としても具体化されていないように思われる。私領を土地制度として扱うためには、それを承認・保障し、規制・制限し、それに負担を課したり免除したり、没収したりする、政治的・法的・社会的

構造を実質的・立体的に解明する必要があるが、なぜかそのような方向に進まず、抽象的な「私領化」の用語がいたるところで切札のように使われて済んでしまふのがいかにも残念である。例えば、私領が体制的に成立した一一世紀以降、「国家による勸農権の全面的放棄がみられ」（一九八頁）、その事態は「国家公権の消滅を意味する」（一九九頁）ものであるというような、国制軽視の構想・位置づけ方は、制度史的方法以前ではないだろうか。その意味でも、古代から中世への移行期で国家独自の階級的役割（国制改革、改良政策などに具体化される）を、制度を通して究明しようとする方法をもつ王朝国家体制論は、氏の批判にかかわらず、なお有効であるといわざるをえないのである。

(A5判 四七三頁 一九七二年三月 鳴鳳社 四六〇〇円)  
 (神戸大学教授)